

徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第三号

徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

徳島県公益認定等審議会条例（平成二十年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に係る」を「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。